

申告相談受付期間 2月16日(火)～3月15日(火)(土・日曜日は除く)

所得税の確定申告・住民税申告のご案内

所得税は、納税者が自分で1年間の所得とその税額を計算して申告することになります。

また、所得税の申告義務のない人でも、国民健康保険料の軽減や後期高齢者医療保険料の算定、所得証明書等の交付などため、収入がない人も住民税申告が必要となります。申告漏れとならないようご注意ください。

申告をする人とは(例示)

■所得税

- ① 給与の収入金額が2千万円を超える人
- ② 給与所得者で平成27年の途中に退職や転職等をした人で年末調整を受けていない人
- ③ 雑損控除、医療費控除、寄附金控除等を受けようとする人
- ④ 給与所得と退職所得以外の所得が20万円を超える人
- ⑤ 複数の事業所から給与を受けている人で、年末調整を受けていない給与の収入金額と給与所得と、退職所得以外の所得との合計額が20万円を超える人

■住民税

① 所得税の確定申告が必要な①～⑤に該当するが、計算上、所得税がかからない人

- ② 所得がなく、かつ、家族等の扶養親族または控除対象配偶者ではない人がかかっていない人で、住民税で医療費控除を受けようとする人
- ④ 給与を受けている人で、事業所から給与支払報告書が甲賀市に提出されていない人
- ⑤ 甲賀市以外の市町村に居住する方の扶養になっている人

※左記のいずれかに該当する人は、所得税の確定申告は不要ですが、住民税申告は必要です。

- ・年末調整を受けた給与所得や退職所得以外の所得(農業所得、不動産所得、雑所得など)の合計額が原則として20万円以下の人
- ・公的年金等の収入金額2方以上ある場合は、その合計額が400万円以下かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の人

申告に必要なもの

- ① 印鑑
- ② 収入がわかる書類
 - ・給与や年金がある方は源泉徴収票(原本)
 - ・農業、営業、不動産の所得がある方は収支内訳書(必ず事前に作成してください)

・前記以外の所得がある方は、その所得を証明する書類

- ③ 控除を受ける場合はそれぞれの証明書等
- ・国民年金保険料、任意継続の健康保険料の証明書
- ・生命保険料や地震保険料などの証明書
- ・医療費の領収書(医療を受けた人ごと、病院別・支払日順に並べ、合計額を計算してください)
- ・その他、受けようとする控除の必要書類
- ④ 振替納税および還付が見込まれる場合は、申告者本人の口座番号、金融機関名、支店名がわかるもの

申告相談時のお願い

- ・昨年の申告書の控えをお持ちの場合は、必ず申告相談時に持参してください。
- ・駐車場の台数が限られていますので、できるだけマイカーでのこ来場はご遠慮ください。

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の支払証明が必要な方へ

市民課 または旧支所である土山、甲賀大原、甲南第一、信楽地域市民センターにて無料で発行しますが、申告書に添付の必要はありません。(普通徴収分のみ)

国民年金保険料を納付されている方へ

国民年金保険料の控除証明書について平成27年中に国民年金保険料を納付された方には、日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されますので、確定申告書の提出の際に添付してください。

控除証明書に関する照会、再発行の依頼については、日本年金機構へ直接お問い合わせください。

問い合わせ
日本年金機構 控除証明書専用ダイヤル
0576-0058155
03-6700-1144 (IP電話用)

2年前納した場合の社会保険料控除について

2年前納により納めた国民年金保険料の控除は、『全額を納めた年に控除する方法』と『各年分の保険料に相当する額を各年に控除する方法』のいずれか1つを選択していただけます。

詳しくは、草津年金事務所・国民年金課までお問い合わせください。

問い合わせ
・草津年金事務所・国民年金課
077-567-2220
・保年年金課 国保年金係
055-06688 / 063-4618

所得税の確定申告・住民税申告のご案内 時間/各会場 9時～11時30分、13時～16時です。

会場	水口	甲南	甲賀	土山	信楽
月日 曜	水口社会福祉センター 1階 福祉ホール	甲南庁舎 2階 大会議室	甲賀大原地域市民センター 2階 会議室	土山開発センター 2階 研修室2A・2B	信楽開発センター 1階 大集会室
2月16日(火)					朝宮・多羅尾学区
2月17日(水)	伴谷地区	中部学区	※この期間は開催していません。	大野学区	
2月18日(木)				山内学区	信楽学区
2月19日(金)		第2学区			
2月22日(月)					
2月23日(火)	柏木地区			※この期間は開催していません。	※この期間は開催していません。
2月24日(水)		希望ヶ丘学区			
2月25日(木)		※この期間は開催していません。			
2月26日(金)		希望ヶ丘学区		山内学区	信楽学区
2月29日(月)					
3月 1日(火)	貴生川地区		※この期間は開催していません。	土山学区	雲井学区
3月 2日(水)		第1学区			
3月 3日(木)		※この期間は開催していません。			小原学区
3月 4日(金)					
3月 7日(月)	岩上地区	第1学区		油日学区	
3月 8日(火)					※この期間は開催していません。
3月 9日(水)	水口・綾野地区の農業所得者	第3学区		※この期間は開催していません。	※この期間は開催していません。
3月10日(木)		※この期間は開催していません。		佐山学区	
3月11日(金)	水口・綾野地区の上記以外の所得者	第3学区	※この期間は開催していません。	鮎河学区	小原学区
3月14日(月)					
3月15日(火)					未相談者

該当する日に都合がつかない方は、他の日や会場でも受け付けできます。

【対象】…甲賀市の申告会場では、平成28年1月1日現在、甲賀市に住民登録のある方のみ。

また、次の申告については受付できません。税務署の申告会場で申告してください。

- 譲渡所得(土地や株式を売ったときの所得)のある人
- 住宅借入金等特別控除を初めて申告する人

- 事業所得(農業・営業等の所得)の合計収入額が1000万円以上の人
- 雑損控除を受ける人
- 青色申告、消費税の申告、過年度の確定申告、死亡された方の申告(準確定申告)
- その他複雑な内容の申告

問い合わせ
〈住民税について〉 税務課 ☎65-0679 / ☎63-4574 〈所得税について〉 水口税務署 ☎62-0314 (自動音声)

要介護認定を受けている方へ

障害者控除対象者認定書の交付について
要介護認定を受けている方は、障害者手帳などの交付を受けていなくても、65歳以上で、認知症や寝たきりなど心身の状況が一定の基準に該当する場合は、申請により「障害者控除対象者認定書」の交付を受けると障害者控除の対象となります。

※障がい程度を確認した後、該当する方については認定となります。すでにこの認定を受けている方は申請の必要はありませんが、認定の時と比べ、認知症や寝たきりの程度に変更がある場合は再度申請が必要です。

おむつ使用証明書に代わる確認書の交付について

おむつ代の医療費控除を受けようとする方は、1年目は主治医の「おむつ使用証明書」、2年目以降は市が交付する「おむつ代の医療費控除証明必要事項の確認書」で申告することができます。

前年に引き続きおむつ代の医療費控除を受けようとする方は申請してください。

ただし、要介護認定の主治医意見書の内容により確認しますので、確認書を交付できない場合がありますのでご了承ください。

●各申請は、市民窓口センター、旧支所である土山、甲賀大原、甲南第一、信楽地域市民センターまたは長寿福祉課まで提出してください。また、該当する方への確認書・認定書は後日郵送にて交付します。

不明な点については、左記までお問い合わせください。

問い合わせ
長寿福祉課 介護保険係
055-0667 / 063-40815